

令和2年度 第2回庁議要旨

日時：令和2年4月28日（火）

午前9時～午前10時25分

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用基本方針について（復興政策部・半島復興事業部）

東日本大震災に伴い甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の集落では、災害危険区域の指定により、防災集団移転促進事業を行い、移転促進区域内の民有地の買取りを進めてきた。

本市半島沿岸部において、移転元地（市が移転促進区域内で取得した土地）は、市全体で150ヘクタールを超えており、一部を公共施設等として利用するものの、それを差し引いたとしても、全体で100ヘクタール以上の土地利用が決まっておらず、当該土地の維持管理が課題となっている。

また、従前市有地（震災前に公共施設が立地していた土地）についても、土地利用が未定の土地が多い状況となっている。

未利用地の移転元地等の利活用のための取組みを盛り込んだ基本方針を定め、主に、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大の一助とし、ひいては、未利用地の維持管理経費の削減を図る。

(1) 主な内容

・基本方針の構成（方針案については別紙のとおり）

① 背景とこれまでの経過 ア 背景 イ これまでの経過

② 目的

③ 移転元地等に係る基本方針

ア 土地の利活用に関すること

（ア）土地の貸付条件の緩和 （イ）土地活用のための補助金の創設

（ウ）移転元地等活用推進計画の認定と官民連携活用地の指定

イ 土地の維持管理に関すること

④ 今後の進め方

(2) 今後の予定

令和2年5月～ 本方針に則り、関係者等へのヒアリング、地区の意向確認等を進め、具体的な制度（募集要領の改正、補助金交付要綱の新設等）を検討し、それらを取りまとめた（仮称）石巻市移転元地等利活用ガイドライン及び各種施策については、令和2年9月をめどに庁議提案予定。

※なお、令和2年度から、半島復興事業部に、「半島沿岸部の移転元地等の利活用に関する」業務を移管している。引き続き、復興政策課が関わりながら、各総合支所と連携し、各種制度の検討、各地区の方針の検討を進める。

2 中瀬公園整備事業用地にかかる訴訟の提起について（復興事業部）

中瀬公園整備事業について、平成29年12月から用地取得を開始し、令和2年3月までに全体53筆のうち36筆の買収を完了した。

残りの17筆のうち今回提案の5筆は、長年にわたり市道敷として市が使用しているものの、不動産登記簿上の名義が市となっていない土地である。

市が市道として使用を開始した経緯は不明であり、また、不動産登記簿上の名義人に対し、市への所有権移転登記の協力依頼を行ったが了解を得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を市に変更する方法がない状況にある。

なお、当事業は令和7年度完了予定であるが、当該地の整備については、令和2年度下半期を予定しており、登記名義の変更が急務となっている。

市が市道認定された道路として20年以上占有していることを理由に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

(1) 主な内容

石巻市中瀬4番23ほか4筆の土地の登記名義人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

・土地の概要（公簿による）

地番：石巻市中瀬4番23	地目：公衆用道路	地積：	36㎡
地番：石巻市中瀬4番24	地目：公衆用道路	地積：	23㎡
地番：石巻市中瀬4番25	地目：公衆用道路	地積：	22㎡
地番：石巻市中瀬5番9	地目：公衆用道路	地積：	29㎡
地番：石巻市中瀬5番17	地目：公衆用道路	地積：	6.61㎡
		合計：	116.61㎡

(2) 今後の予定

令和2年6月 市議会第2回定例会に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起の議案を提出

時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起

※令和2年9月末までの所有権移転登記完了を目指す。

3 （仮称）石巻市南浜マリーナの設置について（建設部）

東日本大震災以前の旧北上川河口部には、約370隻の長期係留船舶が確認されており、震災により、それらが市街地に流出し被害を拡大させたが、今もなお50隻を越える長期係留船舶が確認されている。

現在、地域住民、水面利用者、関係機関等で組織する旧北上川水面利用者協議会において、秩序ある水面利用の維持・増進のためのルール作りと併せ、本市において集約施設（マリーナ）の整備に取り組んでいる。

旧北上川河口部に長期係留・放置されてきた船舶を集約する施設を整備することで、津波・高潮による市街地への流出、油漏れや水質事故等による環境悪化などを防止し、周辺住民の生活環境を改善するとともに、海と川に面した立地条件を生かし、市民や観光客が海や川の魅力を享受できる、マリンレジャー活動の拠点として活用するもの。

(1) 主な内容

- ① 名称 (仮称) 石巻市南浜マリーナ
- ② 所在 石巻市南浜町一丁目143番8号
- ③ 施設概要

- ・敷地面積：約18,000㎡
- ・陸上保管隻数：130隻
- ・水面係留隻数：30隻
- ・駐車場：83台
- ・管理棟 (クラブハウス)：鉄骨造1階建、延床面積 約85㎡
(事務室、多目的室、トイレ、シャワー、更衣室)
- ・作業棟 (修理工場)：鉄骨造1階建、延床面積 約128㎡
- ・上下架施設 (固定式クレーン)
- ・水面係留施設

※ 敷地面積約24,000㎡のうち、第一期工事として約18,000㎡を上記内容で整備し、残り約6,000㎡ (陸上保管隻数：69隻、駐車場：48台) は、利用状況を踏まえ整備する。

(2) 今後の予定

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 6月 | (仮称) 石巻市南浜マリーナ本体工事着手 |
| 2年 | 6月 | 市議会第2回定例会に (仮称) 石巻市南浜マリーナ条例の制定について提案 |
| | 8月 | 指定管理者の公募開始 |
| | 10月 | 指定管理者の選定 |
| | 12月 | 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為補正予算について提案 |
| 3年 | 3月 | (仮称) 石巻市南浜マリーナ竣工
指定管理者と基本協定締結 |
| | 4月 | 指定管理者と年度協定締結、指定管理開始 |

[報告事項]

1 令和2年度地方税制改正に伴う未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し等について (財務部)

令和2年度地方税制改正について、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われたほか、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限延長等がなされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

ア 個人住民税関係

(ア) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

（令和3年度から適用）

個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行うこととする。【別紙1】

(イ) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限延長（継続）

免税対象飼育牛を、食肉市場等において売却した場合等の所得に係る個人住民税（所得割）を免除する期間を3年延長する。

(ウ) 優良住宅地の造成等のために譲渡した長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限延長（継続）

所有期間が5年超の土地等を優良住宅地等にするために売却した場合の税率について、軽減する期間を3年延長する。

イ たばこ税関係（令和2年10月1日から適用）

軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する。ただし、激変緩和等の観点から、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこは、紙巻たばこの0.7本に換算する。

ウ 固定資産税関係

(ア) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応関係

使用者を所有者とみなす制度の拡大規定の新設

（令和3年度分以降の固定資産税について適用）

及び、使用者を所有者とみなす制度の新設に伴う、現所有者の申告規定の新設

(イ) わがまち特例制度における課税標準の特例（新規2件、延長13件、廃止3件）【別紙2】

・新規（2件）

a 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（参酌：4分の3）

b 水防法の規定による浸水被害軽減区域内の固定資産（参酌：3分の2）

② 石巻市都市計画税条例関係

・都市計画税関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件、廃止1件）【別紙2】

・新規（1件）

水防法の規定による浸水被害軽減区域内の固定資産（参酌：3分の2）

(2) 今後の予定

石巻市市税条例等及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分を行っており、次回開催される市議会に報告し、その承認を求めらる。

2 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限の延長について（財務部）

本市では、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について知事の認定（令和2年3月31日まで）を受けた事業者に対する優遇措置を講じるため、固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例を規定している。

今般、地域再生法第17条の6の地方公共団体等で定める省令の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に施行され、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限が2年間延長された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限を、令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年間延長する。

・延長後の固定資産税の課税免除又は不均一課税について

① 課税免除について

地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、東京23区に本社を置く企業が地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から令和4年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は1,900万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り課税免除とする。

② 不均一課税について

地方にある本社機能を拡充、または、東京23区以外の地域から本社機能を移転し、地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から令和4年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は1,900万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り段階的に税率を変えて課税とする。

(2) 今後の予定

石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求めらる。

3 介護保険第1号被保険者の低所得者軽減強化に伴う保険料の減額について（健康部）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正により、平成27年4月から消費税増税分を活用し、低所得者の保険料の軽減が一部実施された。

さらに昨年10月の消費税率10%への引上げに伴い、令和元年度においては完全実施までの2分の1に相当する減額幅により低所得者の第1号保険料が軽減されていたが、今般、保険料軽減を完全実施するに当たり、その基準が国より示された。

介護保険第1号被保険者保険料の軽減策を実施することにより、低所得高齢者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

【具体的な軽減幅】

段階	対象者	保険料基準額に対する割合 及び保険料		
		平成27年4月～	平成31年4月～	令和2年4月～
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.45 31,860円/年	0.375 26,550円/年	0.3 21,240円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.75 53,100円/年	0.625 44,250円/年	0.5 35,400円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.75 53,100円/年	0.725 51,330円/年	0.7 49,560円/年

※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額）

※第1段階の者については、平成27年4月から既に保険料軽減を一部実施している。

（0.5から0.45に軽減）

(2) 今後の予定

石巻市介護保険条例の一部改正の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 特別定額給付金事業の実施について（福祉部）

令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなり、総務省に特別定額給付実施本部を設置、併せて特別定額給付金の概要が公表された。

なお本事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言が発出され、雇用・所得環境に影響が及び求人減少、派遣契約や採用内定の取消等が行われている現状を鑑み、緊急的な経済対策として実施されるものである。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に実施する。

(1) 主な内容

- ① 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている者
※外国人登録者含む。
- ② 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- ③ 給付額 給付対象者1人につき10万円
- ④ 申請方法 ア 郵送申請
受給権者（世帯主）宛に郵送された申請書に振込先口座（受給権者名義）を記入し、口座の確認書類の写しと本人確認書類の写しを添え、市に郵送する。
イ オンライン申請（マイナンバーカード所持者が利用可能）
マイナポータルから振込先口座を入力した上で、口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認とし、本人確認書類は不要）
- ⑤ 申請期限 郵送申請受付開始日から3か月以内

(2) 今後の予定

【補正予算について】

関係補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

【要綱・周知等について】

令和2年5月 特別定額給付事業要綱の制定
市ホームページ等により周知
オンライン・郵便による申請受付開始
給付金支給開始

5 令和元年台風第19号に伴う被災住宅の応急修理補助制度の申請受付終了について（福祉部・建設部）

令和元年台風第19号に伴う「被災住宅応急修理制度」については、同年11月8日から災害救助法に基づく国の制度及び市独自制度により被災住宅の改善を支援してきたところであるが、災害発生から半年が経過し、新規申請者は減少しており、県内他自治体においては、「応急修理をすれば居住可能となる場合への支援」といった本制度の趣旨からも、り災証明書の交付が完了していない角田市及び丸森町を除き、既に申請受付を終了している状況である。

必要とされる応急修理制度活用の終息が認められることから申請受付を終了するもの。

(1) 主な内容

応急修理に係る申請受付を令和2年5月29日までとする。

※ 未回答の172世帯に対し、申請受付終了の通知を行う。なお、対象世帯のうち、高齢独居世帯及び高齢者のみ世帯である44世帯については、電話連絡を行い、希望があれば訪問による制度の説明を実施する。

(2) 今後の予定

令和2年4月下旬 申請受付終了の周知通知
5月29日 受付終了

6 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（福祉部）

災害援護資金の申請期限については、当初期限から1年間延長し、令和2年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行され、更に1年間延長されることとなった。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

(1) 主な内容

【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「令和2年3月31日」から「令和3年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

令和2年4月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正
(令和2年4月1日遡及適用)
市ホームページ、市報により周知
6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

7 子育て世帯への臨時特別給付金の実施について（福祉部）

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、低所得層に限定せずに中間所得層も含め、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給することが閣議決定された。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援を図る。

(1) 主な内容

子育て世帯への臨時特別給付措置として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

- ① 支給対象者 対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者。なお、公務員支給対象者は、所属官公庁からの証明書添付の上、居住市町村に申請が必要。
- ② 対象児童 児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる令和2年3月31日までに生まれた児童及び3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含む）
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 給付金額 10,000円／児童1人
- ⑤ 支給時期 令和2年6月から

(2) 今後の予定

【補正予算について】

関係補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

【要綱制定・周知等について】

令和2年5月 石巻市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定
(告示の日から施行予定)

周知・申請受付開始

市ホームページ及び市報により周知するほか、一般支給対象者へ通知する

8 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で内定取り消しを受けた学生等の任用について（産業部・総務部）

新型コロナウイルス感染症による経済状況の急激な悪化に伴い、新卒学生等に対する就職内定の取り消しや入職時期の繰り下げなどの事例が発生している。

緊急的な就職支援事業として、就職内定の取り消しを受けた学生等を市の会計年度任用職員として採用することで、就業機会を確保する。

(1) 主な内容

① 任用期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

② 募集期間 令和2年4月20日から令和2年5月15日まで

③ 採用人数 10人程度

④ 応募資格 次の要件をすべて満たす者

ア 市内に居住又は実家が市内にある者

イ 本年3月に高等学校、大学等（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）し、令和2年4月採用予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、就職先の内定（採用）を取り消された者

⑤ 勤務時間 週31時間（4日間）終日勤務（8:30～17:00）

※勤務日以外（週1日）は、就職活動を行うものとする。

⑥ 報酬 時給897円（期末手当・通勤手当あり、社会保険加入）

(2) 今後の予定

【補正予算について】

任用に関する補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

【選考について】

令和2年5月 書類選考、面接

6月 採用

9 石巻市水産多面的機能発揮対策事業の実施について（産業部）

多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚（ようちしぎよ）に生育の場を提供する“藻場”が減少する『磯焼け』が石巻の沿岸においても発生している。

また、万石浦湾においては、サキグロタマツメタ（巻貝の一種）やアカエイによるアサリの食害が発生しているほか、同地域に繁茂しているアカモクの減少を抑制するため、保護区域の設定が必

要な状況となっている。

漁協等が主体となり実施する、ウニの駆除による磯焼け対策や藻場の保護区域設定、アサリ漁場での食害生物を除去する干潟の保全事業等を通して、水産資源の維持培養と環境保全を図る。

(1) 主な内容

宮城県漁協石巻地区各支所が主導となり組織する活動組織が取り組む活動に対し、宮城県が事務局を持つ地域協議会「宮城県水域保全協議会」を通して交付金を交付するもの。

(活動内容)

- ①石巻湾支所 : 食害生物（サキグロタマツメタ等）の除去による干潟（アサリ漁場）の保全
アカモク藻場の保全（アカモク）
- ②石巻地区支所 : 食害生物（ウニ）の除去及び海藻の種苗投入等による藻場の保全
除去したウニの陸上での畜養（食材加工）
- ③網地島支所 : 食害生物（ウニ）の除去による藻場の保全

(2) 今後の予定

- 令和2年4月 石巻市水産多面的機能発揮対策事業交付金交付要綱制定（告示の日から施行）
活動組織と事業に関する協定書を締結
交付金交付申請
- 5月 交付決定後、活動組織による事業開始（～令和3年2月まで）
- 令和3年3月 事業完了後、実績報告

以上